

シルバー人材センター利用契約書（案）

新潟県（以下「発注者」という。）と、（以下「センター」という。）とは、発注者がセンターを通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に対して新潟県立長岡高等学校（以下「学校」という。）の学校管理業務（以下「本件会員業務」という。）を委託するに当たり、次のとおりシルバー人材センター利用契約を締結する。

第1条（会員への業務の委託）

発注者は、シルバー人材センター利用規約（以下「利用規約」という。）に定めるところにより、本件会員業務を実施する会員としてセンターが選定した会員に対して、センターを通じて本件会員業務を委託する。

第2条（業務の対価）

本件会員業務に係るセンター業務委託料（利用規約第5条第1項に規定するセンター業務委託料をいう。）の額及び会員業務委託料（利用規約第2条第2項の会員業務委託料を言う。）の合計額は、金 円（消費税含む）とする。

2 発注者は請求内容を審査の上、適切な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

第3条（契約期間等）

本契約の契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとし、次の各号の期間を除く毎日とする。（別添の令和8年度学校管理業務委託予定表による。）

- (1) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- (2) 甲があらかじめ指定する学校閉庁日（12日間）

2 業務実施時間は次のとおりとする。

- (1) 平日 午前7時から午前8時30分まで及び午後5時15分から午後6時45分まで
- (2) 土曜日・日曜日及び休日

ア 4月から10月まで 午前7時30分から午後5時30分まで

イ 11月から3月まで 午前7時30分から午後4時30分まで

3 第1項の規定にかかわらず、甲が予め指定する日は、乙は学校管理業務を行うことを要しない。

第4条（合意管轄）

1 本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、新潟地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第5条（発注者の契約解除権）

発注者は、次の各号の一に該当する理由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

- (1) センター及び会員がこの契約に違反したとき、または契約の履行が不完全だと発注者が認めたとき。
- (2) センター及び会員が故意又は重大な過失により発注者に損害を与えたとき。
- (3) センター及び会員が次のアからキまでのいずれかに該当するとき。

ア その役員等（役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）

であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

カ 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ センター及び会員が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者がセンターに対して当該契約の解除を求め、センターがこれに従わなかったとき。

(4) 発注者の委託方針が変更されたとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除された場合において、センターに損害が生じたとしても、損害賠償の責めを負わないものとする。

第6条（センターの契約解除権）

センターは、発注者の責めに帰すべき理由によって、この契約を継続することができなくなった場合、又は正当な理由がある場合は、この契約を解除することができる。

第7条（その他）

本契約書及び利用規約に記載のない事項については、発注者及びセンターが協議の上、決定するものとする。本契約書及び利用規約の条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各1通を保有し、又は契約内容を記録した電磁的記録を作成し、当事者双方電子署名の上、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和8年4月1日

発注者：新潟県長岡市学校町3丁目14番1号
新潟県
新潟県立長岡高等学校長

センター：